

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	「持続可能なアーカイブシステム構築」に係る有識者会議
-------	-------	---------	----------------------------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	美術館においての情報資源の収集・保存・整理・公開に特化したアーカイブシステムを構築するにあたり、非常に専門的な内容について助言等を聴取する必要があり、類似システムの国内での導入例が少ないことから、限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に女性委員を選定することができず、指針の基準を満たすことができなかった。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	これらの分野における女性有識者の割合は極めて低いが、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、今後委員を選任する場合には女性委員の選任を努力して進めてまいりたい。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議
現在員	4人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1人・25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	道路整備・景観整備等の内容に関する女性の有識者については、非常に数が少ないため女性登用率を満たすことができない。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針規程の兼任数の上限を超えることから、他大学の学術経験者等の検討も行ったが、橋爪委員、嘉名委員に代わる適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから、選任することとした。		
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	本事業の性質上、事業終了まで委員を変更することができないことから、指針の基準に沿った委員改選の予定はない。万一、有識者申し出による委員の選任が発生した場合には、指針の基準を満たせるよう努める。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪新美術館PFI検討有識者会議
-------	-------	---------	------------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	昨年度の経験を踏まえ今年度は極力女性委員の登用に努めたが、PFI方式による美術館の運営を検討するにあたり、美術館の運営についての助言、運営型PFIについての助言、サービス施設や近隣施設との連携などまちづくりやエリアマネジメントについての助言等を聴取する必要があるため、限られた人材の中から選任せざるを得ず、また、昨年度の会議の検討内容も踏まえ本会議で議論を行うことになるから、昨年度の会議の委員が適任と考え再び選任することとした。そのため、新たに選任することとした法務及び企業会計の専門家については、ともに女性を選任することとしたが、結果的に女性委員を指針の基準を満たすだけ登用することができなかった。
兼務 3 以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本有識者会議は、市政改革室設置の「大阪市PFI事業検討会議」と同等の機能をもつ会議として開催するものであり、法務や企業会計の専門知識を持つ委員を選定する必要があるほか、大阪市PFI事業検討会議での議論経過やノウハウの継承を目的として両会議を兼任する委員の選定の必要があると市政改革室との調整により判断した。そのため、大阪市PFI事業検討会議委員のうち法務の専門家及び企業会計の専門家の2名を選任した。この2名のうち1名については兼任数において指針の基準を満たさないが、この委員のほかに企業会計の専門知識を持ちかつ大阪市PFI事業検討会議での議論経過を把握し助言できる者がいないため、やむを得ず指針の基準を満たすことができなかった。
在任 4 年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任 2 回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	これらの分野における女性有識者の割合は極めて低いが、指針の基準である女性委員の比率 4 0 % 以上に向けて、今後委員を選任する場合には女性委員の選任を努力して進めてまいりたい。また、兼任数についても今後委員を選任する場合には指針の基準を満たす委員の選任に努めてまいりたい。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市IoT・ロボットビジネス起業家育成プログラム有識者会議
現在員	3人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1人・33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議においては、企業等の創業・成長支援や先端技術について、高度な専門的な知識や経験等を有する委員が特に必要であるため、限られた人材の中から選定せざるを得ず、結果的に女性委員の登用率が基準以下となりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後同様の有識者会議設置時においては、女性委員登用率の条件を満たす委員で構成できるよう努めてまいります。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市イノベーション促進評議会
現在員	4人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1人・25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本事業の効果的な実施に向けて、グローバルな視点を持ち、イノベーション並びにビジネスの専門的知見に基づく助言等を聴取する必要があるため、限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に女性委員は1名となりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	これらの分野における女性有識者の割合は極めて低い状況ですが、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、今後は女性委員の選任について努力して進めてまいります。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市公立大学法人評価委員会
現在員	7人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2人・29%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公立大学法人大阪市立大学を取り巻く状況を鑑み、委員全員を再任したため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公立大学法人大阪市立大学を取り巻く状況を鑑み、委員全員を再任したため。		
再任2回以上	3人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公立大学法人大阪市立大学を取り巻く状況を鑑み、委員全員を再任したため。		
70歳超	1人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	公立大学法人大阪市立大学を取り巻く状況を鑑み、委員全員を再任したため。		
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	公立大学法人大阪市立大学については、平成31年4月に公立大学法人大阪府立大学との新設合併により消滅予定であり、当委員会についても廃止することになります。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市特区地域進出等事業計画認定審査会
現在員	6人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2人・33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現委員の退任にあたり、所属団体へ女性の候補者の推薦について相談を行ったが、該当者がいなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	新任委員の登用に当たっては、団体等への推薦依頼について十分な期間を設けるなど、女性登用率の基準の達成に努める。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会
-------	-------	---------	--------------------------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 14%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会については、地方独立行政法人大阪市博物館機構の評価等について、専門的・実践的な知見から適切な意見を聴取できる委員構成とするため、①企業経営の専門家（公認会計士・企業経営者等）2名、②学術研究、文化政策の学識分野から専門家4名、③博物館の管理運営の豊富な経験を有する有識者1名、の計7名の委員を選任することとした。 ①の分野については、公認会計士として企業経営の専門家であり、かつ大阪ミュージアムビジョン推進会議委員の経験者である谷川氏が最適であること、また、企業経営者であり、かつ企業規模が新法人と同等である伊藤氏が最適であることから、男性2名の選任とした。 ②・③の分野については、女性の該当者が非常に少ない中で、学術研究、文化政策に精通した専門家の推薦を、公益財団法人日本博物館協会及び日本文化政策学会に依頼したところ、推薦された専門家が5名中、4が男性であった。 以上により、7名中1名が女性委員であり、女性登用率40%を満たさないものである。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	【女性の登用率】について、本委員会に関する分野の女性有識者が少ない状況であるが、今後、委員の選定にあたっては、指針の基準である女性委員の比率40%に向けて適任者の検討を行う。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府市文化振興会議
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	5 人 ・ 42%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務 3 以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任 4 年超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪府市文化振興会議は、文化の振興に関する重要な施策等について調査審議を行うことから、委員については、文化施策や芸術文化に関する、幅広い見識と経験が必要である。また、会議では、平成28年10月に策定した本市文化振興計画に基づく取組の進捗管理等をおこなっており、これまでの経過をふまえながら、継続的に議論等を行う必要がある。こうした要件を満たす適任者を確保できないため、継続して委員に選任しており、在任期間が4年を超えている。		
再任 2 回以上	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	上記「在任 4 年超」に同じ		
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	上記「在任 4 年超」に同じ		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の重要性については十分認識しているところであり、外部委員の任期満了後の委員の変更時において、指針の基準を満たすよう努める。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市大規模小売店舗立地審議会
-------	-------	---------	-----------------

現在員	9 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	これまで女性委員であった法律に知見を有している委員について、弁護士会から後任の推薦を受けた際に女性の推薦を受けることができなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	【加藤委員】 加藤氏は商業・流通に関する知見を有するとともに、本市や大阪府等における「大規模小売店舗立地審議会」の会長等を歴任されており、大規模小売店舗立地審議会における多数の調査審議事案に精通しています。 会長職を担うにあたり、学術研究の分野で一定の功績を残しているとともに、大規模小売店舗立地審議会における調査審議事案に関する知見を有していることが必須となることから、複数の本市審議会委員に就任されているものの、加藤氏を選任しています。
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員全体の女性委員の登用率が40%以上になるように、各専門分野について可能な限り女性の方を推薦いただくように依頼するほか、在職期間・兼職数・委員の年齢についても、指針の順守に努めてまいります。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市版TID制度検討会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 60%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務 3 以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針規程の兼任数の上限を超えることから、他大学の学術経験者等の検討も行ったが、嘉名委員に代わる適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから、選任することとした。		
在任 4 年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任 2 回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	本事業の性質上、事業終了まで委員を変更することができないことから、指針の基準に沿った委員改選の予定はない。万一、有識者申し出による委員の選任が発生した場合には、指針の基準を満たせるよう努める。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府市都市魅力戦略推進会議
-------	-------	---------	----------------

現在員	6 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	戦略策定時の議論の方向性を維持しながら、個々の事業についての意見をいただくため、平成28年度の委員・専門委員会を中心に委員の選任を検討し、平成28年度の委員1名に加え、女性委員の登用率の向上を図るため専門委員会から1名の女性委員を追加したが、それ以上女性の適任者がいなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。
在任4年超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時には、指針の基準を満たすよう、委員の変更を検討する予定です。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪府中小企業対策審議会
-------	-------	---------	--------------

現在員	17 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 41%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	①学術研究の分野で一定の功績を残しているとともに、本市施策に関する知見と全国的な中小企業支援施策に関する知見を有していることが必須となるが、そのような人材は他に見当たらないため。 ②各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。
在任4年超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。
再任2回以上	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たす方を選任することが重要であると考えており、各団体等への推薦依頼時には、本市指針において委員選任に制限があることを説明し、指針に抵触しない方を推薦いただくよう要請している。 さらに、委員推薦にあたっては、団体補職名による選出ではなく、中小企業振興対策に関する事項に精通した方を推薦していただくよう要請している。 今後の改選時にも、引き続き本市指針の順守を要請していくものである。

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	伝統芸能を活用した大阪の魅力開発促進のための有識者会議
現在員	5人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1人・20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本有識者会議は大阪の多様な芸術文化等に関し、専門的な知識経験及び優れた見識を有している必要があるため、限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に女性委員を1名しか選定することができず、指針の基準を満たすことができませんでした。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、今後委員を選任する場合には女性委員の選任を努力して進めてまいります。		

担当局・区	経済戦略局	審議会等の名称	大阪市商店街振興ふさと寄附金事業に伴う記念品協力事業者選考に係る有識者会議
現在員	3人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1人・33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員選任については、当該事業の検証にかかる意見及び助言を聴取するため、関連分野に精通している方を選任することが必要である。 以上により、女性比率が40%を満たさないものである。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回改選時において、今回選任する委員へ後任となりうる適任者の推薦を依頼するほか、これまで委員の検討を行ってこなかった領域についても、さらに広く適任者の検討を行うこととし、指針の基準を満たすよう努めることとする。		

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 17%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため。		
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。 また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。		

担当局・区	中央卸売市場	審議会等の名称	大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会
現在員	17 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 12%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため。		
在任4年超	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
再任2回以上	8 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
70歳超	7 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者、仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市で関与できないため。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。 また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公正職務審査委員会
現在員	6 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体（大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会）からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。今回、関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、女性委員の比率に配慮して推薦いただきたい旨を依頼したところ、適任の人物として男性4名女性2名の推薦があったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	引き続き、委員の改選にあたっては、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととする。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市外郭団体評価委員会
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 20%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新任の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	新任の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。		
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	次回以降は、女性委員及び新任委員を確保すべく、依頼等を行う予定です。		

担当局・区	総務局	審議会等の名称	大阪市公文書管理委員会
現在員	7人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3人・43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	2人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現在、本委員会で審議が継続中の特定歴史公文書等の廃棄の可否について、公文書館収蔵簿冊のうち、廃棄対象とすべき簿冊の選定に相当時間を要する中での議論を賜っているが、課題である本市の歴史公文書等の廃棄に係る基本ルールの制定に関与し、歴史公文書に対する造詣が深く、総体的な観点からも意見をいただける限られた有識者であるため。		
在任4年超	4人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現在、本委員会で審議が継続中の特定歴史公文書等の廃棄の可否について、公文書館収蔵簿冊のうち、廃棄対象とすべき簿冊の選定に相当時間を要する中での議論を賜っているが、課題である本市の歴史公文書等の廃棄に係る基本ルールの制定に関与し、歴史公文書に対する造詣が深く、総体的な観点からも意見をいただける限られた有識者であるため。		
再任2回以上	4人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	現在、本委員会で審議が継続中の特定歴史公文書等の廃棄の可否について、公文書館収蔵簿冊のうち、廃棄対象とすべき簿冊の選定に相当時間を要する中での議論を賜っているが、課題である本市の歴史公文書等の廃棄に係る基本ルールの制定に関与し、歴史公文書に対する造詣が深く、総体的な観点からも意見をいただける限られた有識者であるため。		
70歳超	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	現在、本委員会で審議が継続中である特定歴史公文書等の廃棄の可否については、歴史公文書に対する造詣の深い有識者に委嘱し、議論を賜っているが、本委員会で調査審議する事項は、廃棄に限らず、公文書等の管理に関する重要な事項とされていることから、上記記載の理由により再任していただいているものの、今後は委員の在任期間が長期化することがないよう各方面に対して、適切な人材の推薦を求めていくよう努める。		